

事務連絡
平成 23 年 8 月 19 日

都道府県労働局労働基準部
労災補償課長 殿

厚生労働省労働基準局労災補償部補償課
職業病認定対策室長

重篤な基礎疾患を有する労働者に関する脳・心臓疾患の
労災請求事案の報告について

本年 7 月 21 日、最高裁判所は、名古屋高等裁判所の判決（平成 22 年 4 月 16 日判決、平成 20 年（行コ）第 22 号）に関する国の上告受理申立を不受理とする決定を行った。

名古屋高等裁判所の判決は、心臓に障害を有し身体障害者手帳（3 級）を所持する労働者が身体障害者枠で採用され、就労開始から約 1 か月半後に致死性不整脈により死亡した事案について、業務上と認めたものである。

については、重篤な基礎疾患を有する労働者に関する脳・心臓疾患の労災請求について、その実態を把握することとしたので、当分の間、下記により本省への報告をお願いします。

記

1 報告対象事案

脳・心臓疾患に係る労災請求事案のうち、脳・心臓疾患を発症した労働者が身体障害者福祉法施行規則別表第 5 号に定める内部障害（心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸、肝臓の機能障害又はヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害）に関する身体障害者手帳を交付されていることを把握したもの。

2 報告内容

報告対象事案の請求書、身体障害者手帳、その他事案の概要がわかる関係資料の写し。

3 報告先

補償課職業病認定対策室 職業病認定業務第一係

（電話：03-5253-1111 内線 5570、5572）